

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2019年9月17日提出
【発行者名】	株式会社G C Iアセット・マネジメント
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 末永 孝彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区西神田三丁目8番1号
【事務連絡者氏名】	柴山 雅彦
【電話番号】	03 - 3556 - 5540
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	GCIオルタナティブバスケット・ファンドV10（ラップ専用）
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】**(1)【ファンドの名称】**

GCIオルタナティブバスケット・ファンドV10（ラップ専用）

（以下「当ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

株式会社GCIアセット・マネジメント（以下「委託会社」または「委託者」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（ ）とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞（朝刊）に掲載されます（略称：バスケV10）。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話：03（3556）5040（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス：<https://www.gci.jp>

「基準価額」は、純資産総額（信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。基準価額は、組入れる有価証券の値動きなどにより日々変動します。

(5)【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

申込単位（購入単位）は販売会社が定める単位とします。詳細につきましては販売会社にお問い合わせください。

販売会社の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2019年9月18日から2020年3月17日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社において取得申込み（購入申込）を取扱います。

販売会社につきましては、下記の照会先にお問い合わせください。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話：03（3556）5040（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス：<https://www.gci.jp>

（9）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金（購入代金）を販売会社にお支払いください。各取得申込受付日に係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（10）【払込取扱場所】

取得申込代金（購入代金）は、お申込みの販売会社にお支払いください。

（11）【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権に係る振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

（12）【その他】

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金および一部解約金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

お申込みの方法について

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。取得申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該申込時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース（以下「一般コース」といいます。）と、分配金が税引後無手数料で再投資されるコース（以下「自動けいぞく投資コース」といいます。）の2つの申込方法があります。

お申込みコースについて

お申込みの際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申出ください。販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、申込単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込受付不可日について

収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記の場合には、申込みを受け付けないものとします。

・シンガポールの銀行休業日の前営業日

取得申込みの受付けの中止等について

収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき等は、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことがあります。

当ファンドの申込みについて

購入申込みにあたっては、販売会社によってラップ口座の開設が必要な場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、中長期的な信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して積極的な運用を行います。

ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類および属性区分は以下のとおりです。なお、商品分類表および属性区分表の網掛け部分は、当ファンドが該当する商品分類および属性区分を示します。

商品分類表

単体型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単体型	国内	株式 債券	インデックス型
追加型	海外	不動産投信 その他資産（ ）	特殊型
	内外	資産複合	（絶対収益追求型）

- ・追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・内外...目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・資産複合...目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・特殊型（絶対収益追求型）...目論見書または信託約款において、投資者（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般	年1回	グローバル （日本を含む）	ファミリー ファンド		ブル・ベア型
大型株	年2回	日本		あり	条件付 運用型
中小型株	年4回	北米		（フルヘッジ）	
債券 一般	年6回	欧州			絶対収益 追求型
公債	（隔月）	アジア			
社債	年12回	オセアニア			
その他債券	日々	中南米			
クレジット 属性（ ）	その他	アフリカ			
不動産投信	（ ）	中近東 （中東） エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	

その他資産 （投資信託証券 （資産複合（株 式、債券およびデ リバティブ）資産 配分変更型）） 資産複合（ ） 資産配分固定型 資産配分変更型					その他 （ ）
---	--	--	--	--	------------

（注）属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

- ・その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券およびデリバティブ）資産配分変更型））...目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、実質的に組入れている資産を投資収益の主たる源泉とし、その組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものをいいます。
- ・年1回...目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・グローバル（日本を含む）...目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・ファミリーファンド...目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
- ・為替ヘッジあり...目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
- ・絶対収益追求型...目論見書または信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追及を目指す旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。当ファンドが該当する商品分類および属性区分以外の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

信託金限度額

信託金の限度額は、500億円です。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

ファンドの特色

ファンドの目的

中長期的な信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して積極的な運用を行います。

ファンドの特色

- 1** 「GCIオルタナティブバスケット・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます)」を通じて、GCIアセット・マネジメントのオルタナティブ戦略(指定投資信託証券)に投資することにより、絶対収益の追求を目指します。

オルタナティブ戦略とは

オルタナティブは英語で「代替」という意味です。株式や債券などの伝統的投資に対して、それ以外の新しい投資スタイルを総称することからオルタナティブ投資と呼ばれています。具体的には、ヘッジファンドやプライベートエクイティ、実物資産、REITなどが挙げられます。

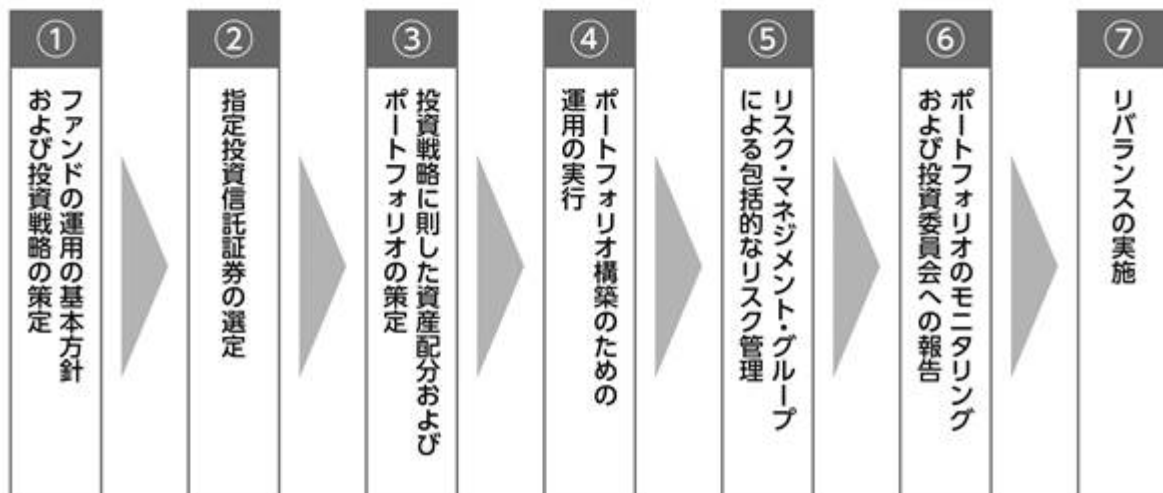
絶対収益追求とは

特定の市場の動向に左右されにくい収益の追求を目指すことをいいます。必ず、収益を得られることを意味するものではありません。

- 2** 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券の中から、定性評価、定量評価、その他流動性等を勘案して複数の投資信託証券を選定し、想定リスクを勘案してポートフォリオ構築を行うことを基本とします。

※別に定める投資信託証券の詳細につきましては、後掲の「追加的記載事項」をご覧ください。

<運用プロセス>



※上記プロセス図は2019年7月末現在のものであり、今後、変更する場合があります。

3 実質的な外貨建資産については、市場環境の変化等を勘案し、必要に応じて為替ヘッジを行うことができます。

4 原則、毎年6月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の分配方針に基づき、分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- 分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

決 算

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

<主な投資制限>

- ① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ デリバティブ取引の直接利用は行いません。

資金動向や市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2018年9月20日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人および契約の概要等

a. ファンドの関係法人

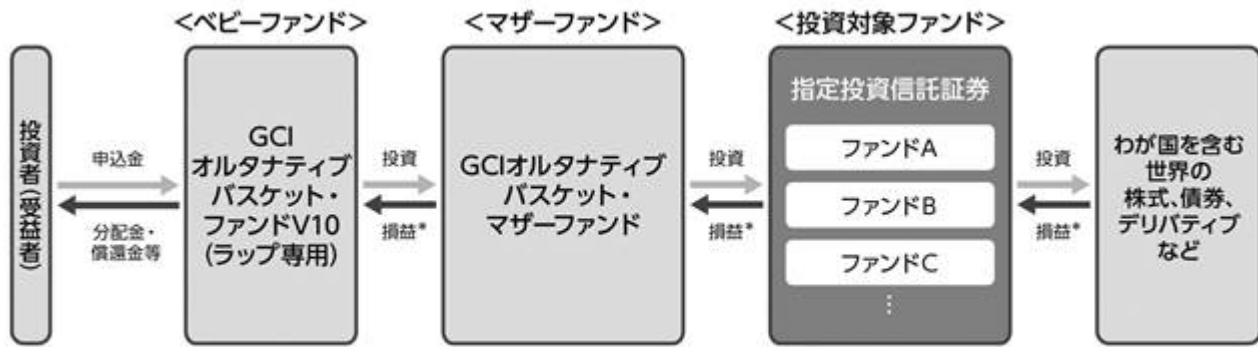
・ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者の皆さまからお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資をして、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

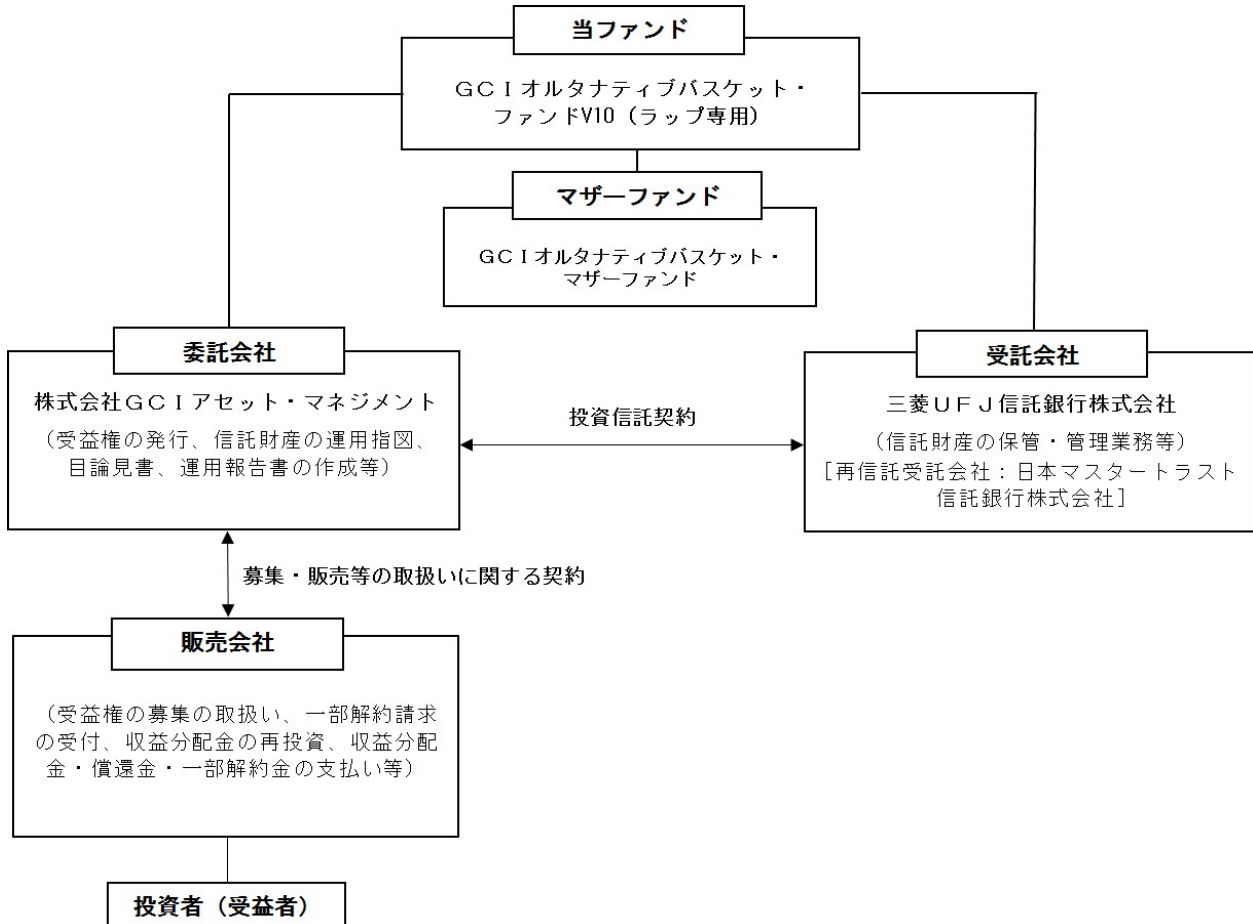
G C Iオルタナティブバスケット・マザーファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。G C Iオルタナティブバスケット・マザーファンドでは指定投資信託証券として後掲の各投資信託を主要投資対象とします。



*損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

・ファンドの関係法人



b. 契約の概要等

イ. 投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の規定に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社の間で締結されるものです。主に、当ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社と受託会社の業務に関する事項、信託の元本および収益の管理ならびに運用指図に関する事項等について規定しています。

ロ. 投資信託受益権の募集・販売等の取扱いに関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等）等について規定しています。

委託会社等の概況（本書提出日現在）

a. 資本金の額

1億円

b. 沿革

2000年 4月13日	株式会社グローバル・サイバー・インベストメントとして設立
2000年 8月31日	投資顧問業登録
2002年 3月29日	投資一任業務に係る認可を取得
2003年 6月 1日	株式会社GCIアセット・マネジメントに商号を変更
2007年 9月30日	金融商品取引業（投資運用業）登録
2013年11月19日	業務方法書を変更し投資信託委託業務を開始
2013年12月19日	一般社団法人投資信託協会加入

c. 大株主の状況

名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
株式会社GCIキャピタル	東京都千代田区西神田三丁目8番1号	15,386株	66.65%
一般社団法人京都ラボ	京都市左京区岡崎東福ノ川町29番地	7,700株	33.35%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資方針

当ファンドは、中長期的な信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して積極的な運用を行います。

運用方法

a. 投資対象

主として、「GCIオルタナティブバスケット・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資します。

b. 投資態度

イ. マザーファンドの受益証券への投資を通じて、株式会社GCIアセット・マネジメントが運用に参与するオルタナティブ戦略の投資信託証券に投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。

ロ. マザーファンドの受益証券を通じて投資する、投資信託証券への投資にあたっては、定性評価、定量評価、その他流動性等を勘案して複数の投資信託証券を選定し、想定リスクを勘案してポートフォリオ構築を行うことを基本とします。

ハ. 原則として、投資信託証券の実質投資比率は高位に保ちます。

ニ. 実質的な外貨建資産については、市場環境の変化等を勘案し、必要に応じて為替ヘッジを行うことができます。

ホ. 資金動向や市況動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イおよびロに掲げるものに該当するものを除きます。）

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として、株式会社GCIアセット・マネジメントを委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「GCIオルタナティブバスケット・マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

b. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a.の証券または証書の性質を有するもの

- c. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- d. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- e. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- f. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、c.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができます。

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形

(参考)「GCIオルタナティブバスケット・マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日次の流動性をもち、かつ株式会社GCIアセット・マネジメントが運用に関与するオルタナティブ戦略の投資信託証券に投資します。

(2) 投資態度

株式会社GCIアセット・マネジメントが運用に関与するオルタナティブ戦略の投資信託証券に投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。

投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券の中から、定性評価、定量評価、その他流動性等を勘案して複数の投資信託証券を選定し、想定リスクを勘案してポートフォリオ構築を行うことを基本とします。

原則として、投資信託証券の投資比率は高位に保ちます。

実質的な外貨建資産については、市場環境の変化等を勘案し、必要に応じて為替ヘッジを行うことができます。

資金動向や市況動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

(1) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(3) デリバティブ取引の利用は行いません。

(4) 投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- (5) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

投資対象ファンド(投資信託証券)の概要は以下のとおりです。(2019年7月末現在)

※必ずしもすべての資産クラスおよび投資対象ファンドに投資するとは限りません。

※将来の市況の変化などによっては、新たな投資対象ファンドが追加となる場合があります。

資産クラス	オルタナティブ
投資対象ファンドの名称	GCIシステムティック・マクロファンド Vol10 クラスM
ファンド形態	外国籍投資信託(円建て)
主な投資対象	世界各国の株式指数先物・債券先物・金利先物、通貨先物、為替
運用の基本方針等	独自に開発した動的ポートフォリオモデルに基づき、世界の金融市場への分散投資を通じて市場に現れる中長期のトレンドを収益の源泉として絶対収益の獲得を目指します。
ベンチマーク	ありません。
運用報酬等	ありません。
委託会社(運用会社)の名称	株式会社GCIアセット・マネジメント

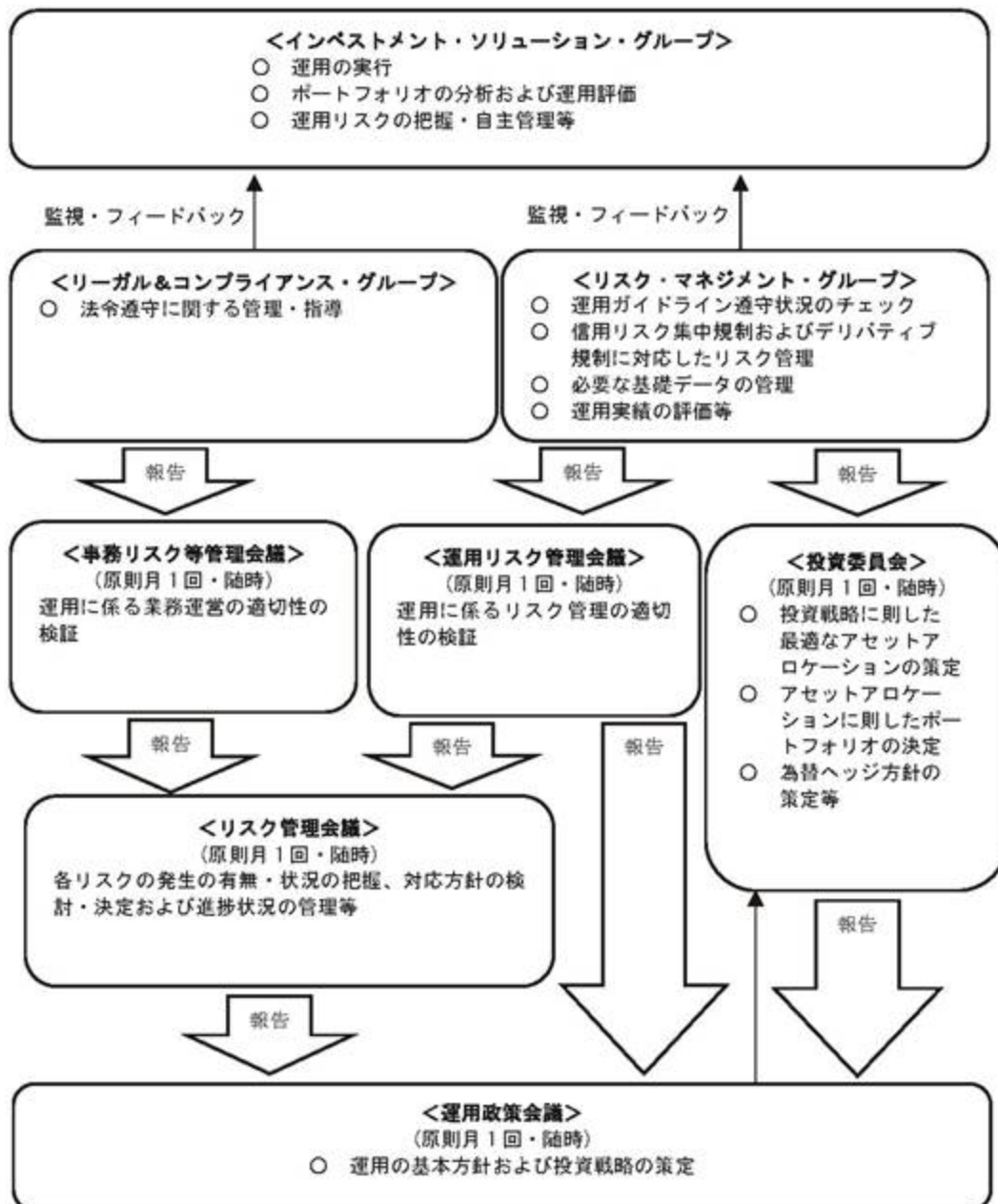
資産クラス	オルタナティブ
投資対象ファンドの名称	GCI株式ロング&ショートトレーディングファンドクラスF(適格機関投資家専用)
ファンド形態	追加型証券投資信託
主な投資対象	GCI株式ロング&ショートトレーディングマザーファンドの受益証券
運用の基本方針等	主として、マザーファンドの受益証券への投資を通じて、独自に開発した短期アルゴリズム取引を組み合わせた短期トレーディングによるロング・ショート運用を行い、中長期的な信託財産の成長と安定した収益の確保を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。
ベンチマーク	ありません。
信託報酬等	年率0.0378%*(税抜0.035%) *消費税率が10%となった場合は年率0.0385%となります。
委託会社(運用会社)の名称	株式会社GCIアセット・マネジメント

資産クラス	国内債券
投資対象ファンドの名称	GCI マネープールファンド(適格機関投資家専用)
ファンド形態	追加型証券投資信託
主な投資対象	GCIマネープールマザーファンドの受益証券
運用の基本方針等	主として、マザーファンドの受益証券への投資を通じて、わが国の短期公社債等を投資対象とし、安定した収益の確保を目指して運用を行います。なお、コール・ローン等で運用する場合があります。
ベンチマーク	ありません。
信託報酬等	年率0.02268%*(税抜0.021%) *消費税率が10%となった場合は年率0.0231%となります。
委託会社(運用会社)の名称	株式会社GCIアセット・マネジメント

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制

当ファンドに関する委託会社の運用体制は、以下の通りです。



a. 運用政策会議(8名程度)

運用政策会議は、チーフ・インベストメント・オフィサー、代表取締役CEO、代表取締役社長、リスク・マネジメント・グループ長等が出席する、原則として月次で開催される運用政策の枢要に関する意思決定を行う機関であり、運用の基本方針および投資戦略の策定を行います。

b. 投資委員会(3名程度)

投資委員会は、運用責任者、チーフ・インベストメント・オフィサー等が出席する、原則として月次で開催される個別運用案件に関する協議を行う機関であり、投資戦略に則した最適なアセットアロケーションの策定、アセットアロケーションに即したポートフォリオの決定、為替ヘッジ方針の策定等を行います。

c. リスク管理会議(8名程度)

リスク管理会議は、リーガル&コンプライアンス・グループ長、代表取締役社長、その他各グループ長等が出席する、原則として月次で開催される会議体であり、各リスクの発生の有無・状況の把握、対応方針の検討・決定および進捗状況の管理等を行います。

d. 運用リスク管理会議(4名程度)

運用リスク管理会議は、リスク・マネジメント・グループ長、チーフ・インベストメント・オフィサー等が出席する、原則として週次で開催される会議体であり、運用に係るリスク管理の適切性の検証を行います。

e. 事務リスク等管理会議(6名程度)

事務リスク等管理会議は、アドミニストレーション・グループ長、リーガル&コンプライアンス・グループ長等が出席する、原則として月次で開催される会議体であり、運用に係る業務運営の適切性の検証を行います。

f. インベストメント・ソリューション・グループ(7名程度)

インベストメント・ソリューション・グループは、外部マネージャーを活用した運用戦略等に関して、運用方針を設定し、投資・運用に関する実務等を行います。

g. リスク・マネジメント・グループ(2名程度)

リスク・マネジメント・グループは、投資制限の遵守状況のチェック、信用リスク集中規制およびデリバティブ規制に対応したリスク管理等を行い、その結果を投資委員会および運用リスク管理会議へ報告します。

h. リーガル&コンプライアンス・グループ(3名程度)

リーガル&コンプライアンス・グループは、法令遵守状況に関する管理・指導を行い、その結果を運用管理会議に報告します。

運用体制に関する社内規則

委託会社は、運用に関する社内規程およびリスク管理に関する規程等に基づき、適切な管理を行うとともに、内部牽制の維持を図っています。

ファンドの関係法人に対する管理体制等

受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行い、当該業務の正確性を担保しています。また、受託会社の受託業務に関する内部統制の有効性・妥当性について、独立した監査人が監査を行っており、委託会社は受託会社より当該監査人による報告書を受け取り、その内容の確認を行います。

上記運用体制は、2019年7月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回、毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、委託会社の判断により分配を行わないこともあります。）

留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

当ファンドの信託財産の運用については、以下に掲げる信託約款および法令等に定められた投資制限を遵守して行います。

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- a. マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- b. 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- c. 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- d. デリバティブの直接利用は行いません。
- e. 投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- f. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

信託約款上のその他の投資制限

a. 公社債の借入れの指図範囲

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ. 上記イ. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ. 上記イ. の借入れに係る品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

b. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

c. 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

d. 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

e. 資金の借入れ

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

f. 受託会社による資金の立替え

イ. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

ロ. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

ハ. 上記イ. およびロ. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議により、そのつど別にこれを定めます。

その他の法令上の投資制限

a. 同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る

議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

- b. デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図することはできません。

- c. 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。**

当ファンドが有する主なリスク要因は以下の通りですが、下記に限定されるものではありませんので、ご注意ください。

< 基準価額変動リスク >

a. 株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢などにより変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

b. 金利変動リスク

債券などの価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。なお、債券などが変動金利である場合、こうした金利変動による価格の変動は固定金利の場合と比べて小さくなる傾向があります。また、発行者・債務者などの財務状況の変化などおよびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢などにより変動します。債券などの価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

c. 為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢などの様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。なお、当ファンドおよび投資対象ファンド（投資信託証券）において、外貨建資産について、為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図る場合がありますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のコストがかかることにご留意ください。

d. 信用リスク

有価証券等の発行体などが財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金などをあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはそれが予想される場合には、有価証券等の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

e. カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化などにより市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、方針に沿った運用が困難となり、基準価額が下落することがあります。

f. 流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ないなど流動性が低い市場、あるいは取引規制などの理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

g. ヘッジファンドの運用手法に係るリスク

投資対象ファンド(投資信託証券)においては、直接もしくは実質的に現物有価証券、デリバティブや為替予約取引などの買建てや売建てによりポートフォリオを組成することがあり、買い建てている対象が下落した場合もしくは売り建てている対象が上昇した場合に損失が発生し、当ファンドの基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。また、投資対象ファンド(投資信託証券)の純資産総額を上回る買建て、売建てを行う場合があるため、投資対象ファンド(投資信託証券)の基準価額は現物有価証券に投資する場合と比べ大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。また、ヘッジファンドのパフォーマンスは、通常、運用者の運用能力に大きく依存することになるため、市場の動向に関わらず、損失が発生する可能性があります。

h. 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

<その他の留意点>

a. ファミリーファンド方式に関わる留意点

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

b. 収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は、前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

c. 解約申込みに関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入る有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないこと、また、先物取引、デリバティブ取引等のポジションを解消する際にも不利な価格で解消せざるを得ない場合があります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

d. 資産規模に関わる留意点

当ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

e. 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

f. クーリング・オフの非適用

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

g. 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

h. その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) リスク管理体制

運用リスクの管理については、運用部門から独立したリスク・マネジメント・グループが日々運用状況の分析およびモニタリングを行い、原則として週次で開催される運用リスク管理会議にて運用リスクの適切性を検証、評価し、リスク管理会議および運用政策会議に報告されます。また、問題が生じた場合には速やかに臨時で招集される運用政策会議に報告が行われ、その対応策が検討・決定される体制となっています。

事務リスク等の管理については、原則として月次で開催される事務リスク等管理会議において、運用に係る業務運営の適切性が検証され、リスク管理会議に報告される体制となっています。

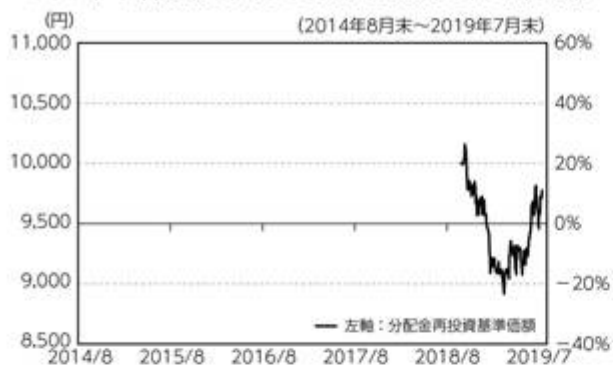
そして、リスク管理会議において、各リスクの発生の有無・状況の把握、対応方針の検討・決定および進捗状況の管理などを行い、重要な事項はさらに運用政策会議に報告される体制となっています。

上記リスク管理体制は、2019年7月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(3) 参考情報

参考情報

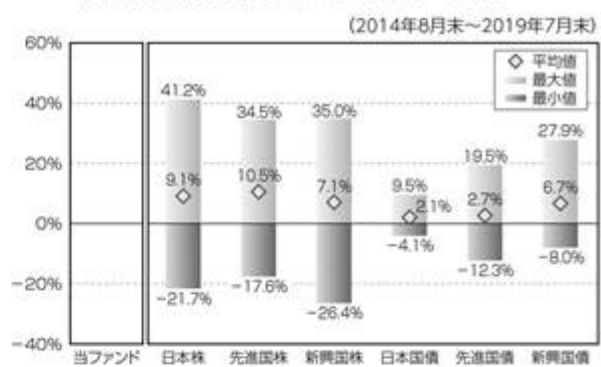
<ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移>



※当ファンドは設定から基準日まで1年経過していないため、表示に必要な年間騰落率のデータが不足しております。従って、当ファンドの年間騰落率は記載していません。

※当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

<他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



※代表的な資産クラスについては、2014年8月～2019年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラスすべてが当ファンドの投資対象とは限りません。

※当ファンドは設定から基準日まで1年経過していないため、表示に必要な年間騰落率のデータが不足しております。従って、当ファンドの年間騰落率は記載していません。

<代表的な各資産クラスの指数>

- 日本株: Morningstar 日本株式(グロス・リターン)
 - 先進国株: Morningstar 先進国株式(除く日本、グロス・リターン)
 - 新興国株: Morningstar 新興国株式(グロス・リターン)
 - 日本国債: Morningstar 日本国債(グロス・リターン)
 - 先進国債: Morningstar グローバル国債(除く日本、グロス・リターン)
 - 新興国債: Morningstar 新興国ソブリン債(グロス・リターン)
- ※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

※Morningstar 日本株式(グロス・リターン)は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

※Morningstar 先進国株式(除く日本、グロス・リターン)は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

※Morningstar 新興国株式(グロス・リターン)は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

※Morningstar 日本国債(グロス・リターン)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

※Morningstar グローバル国債(除く日本、グロス・リターン)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

※Morningstar 新興国ソブリン債(グロス・リターン)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

<重要事項>

GCIオルタナティブバスケット・ファンドV10 (ラップ専用) (以下、「当ファンド」といいます)は、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アンソニエツジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.の関連会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」といいます)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または一般的な内外の株式・債券市場の騰落率と連動するMorningstarインデックスの能力について、当ファンドの所有者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。株式会社GCIアセット・マネジメントとMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」といいます)の使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが株式会社GCIアセット・マネジメント又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、株式会社GCIアセット・マネジメント又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与していません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、株式会社GCIアセット・マネジメント、GCIオルタナティブバスケット・ファンドV10 (ラップ専用)の受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

ありません。

信託財産留保額

換金（解約）申込受付日の翌々営業日の基準価額に0.1%を乗じて得た額を換金（解約）時にご負担いただきます。

信託財産留保額は、信託期間中にファンドを換金（解約）する際、換金（解約）により発生する組入資産の売却費用等を、換金（解約）を行う受益者にご負担していただくためのものです。信託財産留保額は、換金（解約）を行う受益者と保有を継続する受益者との公平性を図るためのもので、信託財産の一部としてファンド内に留保されます。

(3)【信託報酬等】

当ファンドの信託報酬の総額は、基本報酬に成功報酬を加算して得た額とします。

当該信託報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

基本報酬

基本報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.3392%*（税抜1.24%）を乗じて得た額とします。

*消費税率が10%となった場合は年率1.364%となります。

委託会社、販売会社および受託会社間の基本報酬の配分ならびにこれらを対価とする役務の内容は以下のとおりです。

<基本報酬（年率）の配分（税抜）>

支払先	配分（税抜）	役務の内容
委託会社	1.20%	委託した資金の運用、基準価額の算出、開示資料の作成などの対価
販売会社	0.01%	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続きなどの対価
受託会社	0.03%	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行などの対価

上表における基本報酬率には、別途消費税等相当額がかかります。

なお上記のほかに、投資対象ファンド（投資信託証券）においても運用報酬等がかかります。

<投資対象ファンド（投資信託証券）における運用報酬等>

年率0.00378%*程度（税抜0.0035%程度）（注）

*消費税率が10%となった場合は年率0.00385%程度となります。

当ファンドの基本報酬に、投資対象ファンド（投資信託証券）の運用報酬等を含めた実質的な基本報酬の概算値は以下のとおりです。

<実質的な負担>

年率1.34298%*程度（税抜1.2435%程度）（注）

*消費税率が10%となった場合は年率1.36785%程度となります。

（注）上記の値はあくまで目安であり、指定投資信託証券の実際の組入れ状況等により変動する場合があります。

成功報酬

委託会社は、基本報酬に加えて、「ハイ・ウォーター・マーク」方式を用いた成功報酬を受領します。

- a. 成功報酬は、毎営業日、当該営業日の参照基準価額の10,000口当たりの額が当該営業日における「ハイ・ウォーター・マーク」を上回った場合に、当該参照基準価額の10,000口当たりの額から当該「ハイ・ウォーター・マーク」を控除した額に100分の20の率を乗じて10,000で除し、さらに当該営業日における受益権総口数を乗じて得た額を計上し、毎営業日ごとに確定します。
- b. 上記a.において「参照基準価額」とは、当該営業日の成功報酬および当該成功報酬に係る消費税等相当額を控除する前（当該営業日が収益分配を行う計算期末の場合は、収益分配金を控除する前）の信託財産の純資産総額を、当該営業日における受益権総口数で除した額をいいます。
- c. 上記a.において「ハイ・ウォーター・マーク」とは、信託契約締結日において10,000円とし、毎営業日において当該営業日の参照基準価額の10,000口当たりの額が当該営業日の「ハイ・ウォーター・マーク」を上回った場合、翌営業日の「ハイ・ウォーター・マーク」は、当該営業日の基準価額（当該営業日の成功報酬および当該成功報酬に係る消費税等相当額を控除し、かつ当該営業日が収益分配を行う計算期末の場合は、収益分配金を控除した後の基準価額）の10,000口当たりの額に変更されます。また、計算期末において当該営業日の参照基準価額の10,000口当たりの額が当該営業日の「ハイ・ウォーター・マーク」を上回っていない場合であっても、当該計算期末において収益分配が行われる場合、「ハイ・ウォーター・マーク」は、収益分配金の額に応じて調整されます。

（注）基本報酬と成功報酬には消費税等相当額がかかります。

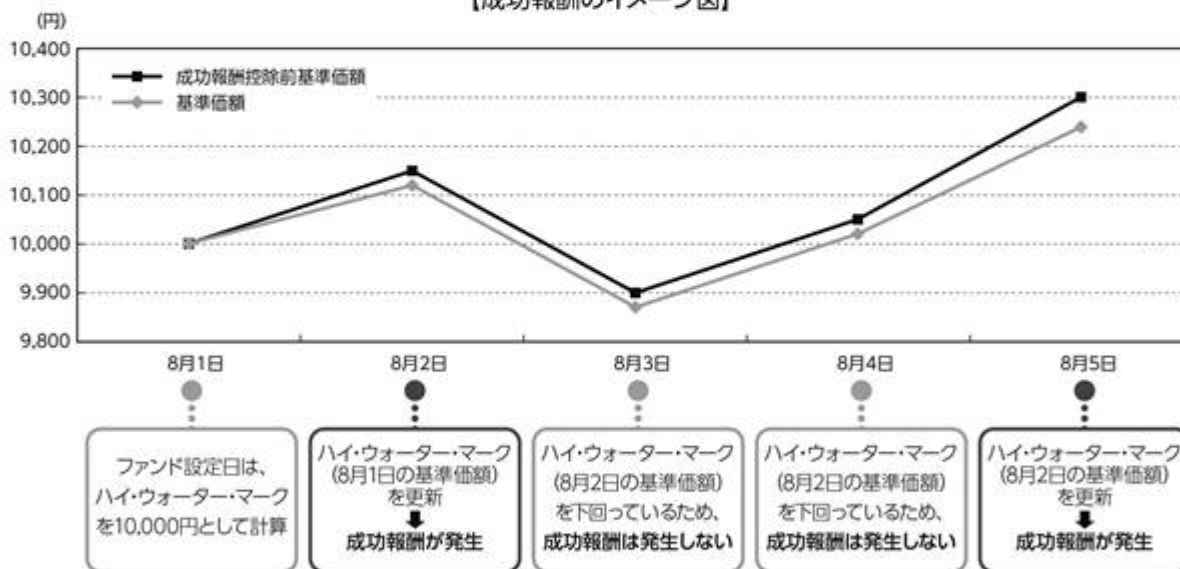
（注）マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

【補足】成功報酬に関するご説明

当ファンドでは、成功報酬をご負担いただきます。成功報酬計算方法のポイントは、以下のとおりです。

- 成功報酬は、ハイ・ウォーター・マーク方式で発生します。
 - 成功報酬は、日々計算し、日々確定します。なお、算出式は以下のとおりです。
 - (1) 当日の基準価額から基本報酬額を控除します。（基本報酬控除後の基準価額を、ここでは「参照基準価額」といいます。）
 - (2) ハイ・ウォーター・マーク*よりもその参照基準価額の方が上回った場合、その上回った分に対し、21.6%*（税抜20%）相当を成功報酬として控除されます。
- ※ハイ・ウォーター・マーク（「HWM」と表す場合があります）とは、当ファンドの「基準価額の過去最高値」を表します。
*消費税率が10%となった場合は22%となります。
- このため、当日の成功報酬を算出する際のハイ・ウォーター・マークは、前日までの基準価額の最高値となります。
 - 成功報酬は日々確定するため、計算期間内に基準価額が下落した場合でも、確定した成功報酬をファンドに払い戻すことはありません。

【成功報酬のイメージ図】



なお、当ファンドでは、基準価額の変動および資金の流出入によって、当ファンドの投資家間の負担の程度が異なる場合があります。例えば、上記イメージ図において、8月1日に投資を開始した投資家Aは、8月2日の上昇時に成功報酬がかかるため、8月4日時点までの累積で成功報酬を差し引かれていることとなります。

一方、8月3日に投資を開始した投資家Bは、8月4日の上昇時には成功報酬はかからず、8月4日時点までの累計で成功報酬を差し引かれていません。加えて、8月5日に関しては、投資家A・投資家BともにHWM（8月2日時点の基準価額）に対する超過分に対して成功報酬が計算されます。結果として、累積で見ると投資家Aについては8月1日以降の上昇分全てに対して成功報酬がかかる一方、投資家Bについては投資開始時点のHWM（8月2日時点の基準価額）を超過した分のみ成功報酬がかかることとなります。

上記は、当ファンドにおける成功報酬の仕組みを投資家の皆様にご理解いただくために作成したイメージ図であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

（４）【その他の手数料等】

当ファンドの信託財産中から支弁される主な諸経費（消費税等相当額を含みます。）は以下のとおりです。

別に定める指定投資信託証券・有価証券売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）などは、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

上記の諸経費のほか、以下のその他諸費用（当ファンドに関連してマザーファンドにおいて発生した費用及び消費税等相当額を含みます。）を含む（ただし、これらに限られるものではありません。）ものとします。なお、下記b. からe. までに該当する業務を委託する場合、その委託費用を含みます。

- a. 当ファンドの会計監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- b. 当ファンドの有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出および交付に係る費用
- c. 当ファンドの計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）および付随する業務（法定帳簿管理、法定報告に係る業務等）に係る費用
- d. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情等により発行される受益証券の発行および管理事務に係る費用
- e. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、上記に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けの際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受けの代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を、当ファンドの純資産総額に対して年率0.1%を上限として算出される金額にて、信託財産中から支弁されます。

委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上記に定める当ファンドの純資産総額に対する年率0.1%の上限率を、合理的に計算された範囲内で変更することができます。また、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

上記に掲げる費用などについては、運用状況などにより変動するものであり、予めこれを見積もることが困難であるため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

マザーファンドが投資対象とする投資信託証券には、運用報酬等の費用がかかりますが、投資信託証券の銘柄等は固定されていないため、当該費用について事前に料率、上限額などを表示することができません。

当ファンドのお申込み時、保有期間中およびご換金時に受益者の皆さまに直接または間接的にご負担いただく手数料や費用などの合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆さまが当ファンドを保有する期間に応じて異なるため、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人の投資者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、所得税については、2037年12月31日まで、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
2037年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
2038年1月1日から	15%	-	5%	20%

b. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、所得税については、2037年12月31日まで、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所

得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります（上記a.の表参照）。

c. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。なお、特定口座に係る課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

d. 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度（NISA）および未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、所得税については、2037年12月31日まで、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

適用期間	所得税	復興特別所得税	合計
2037年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
2038年1月1日から	15%	-	15%

個別元本について

- 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

- 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- 投資者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

上記は2019年7月末現在のものです。税法が改正された場合などには、税率などが変更される場合があります。

2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

GCIオルタナティブバスケット・ファンドV10（ラップ専用）

(1)【投資状況】

(2019年7月31日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	947,907,157	99.90
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		930,888	0.10
合計(純資産総額)		948,838,045	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.主要銘柄の明細

(2019年7月31日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	GCIオルタナティブバスケット・ マザーファンド	956,805,448	0.9570	915,713,951	0.9907	947,907,157	99.90

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.90
合計	99.90

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末日(2019年6月17日)	861,168,233	861,168,233	0.9447	0.9447
2018年9月末日	9,990,086		0.9990	
10月末日	144,678,170		0.9728	
11月末日	368,624,745		0.9649	
12月末日	532,365,858		0.9492	
2019年1月末日	604,244,667		0.9136	
2月末日	676,339,358		0.9070	
3月末日	751,797,927		0.9282	
4月末日	794,063,211		0.9319	
5月末日	828,149,112		0.9292	
6月末日	881,868,294		0.9569	
7月末日	948,838,045		0.9775	

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2018年9月20日～2019年6月17日	0.0000

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第1期	2018年9月20日～2019年6月17日	5.5

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、少数点以下2桁目を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期	2018年9月20日～2019年6月17日	930,777,927	19,221,585	911,556,342

(注1) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2) 本邦外における設定および解約はありません。

(参考)

GCIオルタナティブバスケット・マザーファンド

投資状況

(2019年7月31日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	92,142,338	9.44
	ケイマン諸島	863,636,146	88.51
	小計	955,778,484	97.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		20,017,698	2.05
合計(純資産総額)		975,796,182	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(2019年7月31日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	GCIシステムティック・マクロ ファンド Vol10 クラスM	88,956.73	9,335.50	830,456,439	9,708.49	863,636,146	88.51
日本	投資信託 受益証券	GCI株式ロング&ショートトレー ディングファンド クラスF(適 格機関投資家専用)	92,419,597	0.9980	92,235,672	0.9970	92,142,338	9.44

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.95
合計	97.95

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

< 参考情報 >

運用実績

設定日：2018年9月20日
作成基準日：2019年7月31日

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しております。

基準価額	9,775円	純資産総額	948百万円
------	--------	-------	--------

分配の推移

決算期	分配金(円)
2019年6月	0
—	—
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

構成資産	組入比率
GCIオルタナティブバスケット・マザーファンド	99.9%
現金・その他	0.1%
合計	100.0%

※組入比率は、当ファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

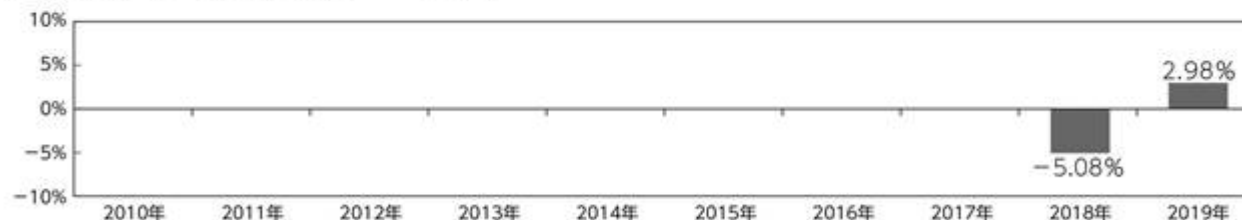
< 参考 >

GCIオルタナティブバスケット・マザーファンドの投資状況

構成資産	組入比率
GCIシステムティック・マクロファンド Vol 10 クラスM	88.5%
GCI株式ロング&ショートトレーディングファンドクラスF (適格機関投資家専用)	9.4%
現金・その他	2.1%
合計	100.0%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※2018年は設定日から年末までの収益率です。また、2019年は年初から作成基準日までの収益率です。

※当ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 当ファンドの取得申込みは、販売会社において受付けます。当該販売会社につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

取得申込みにあたっては、販売会社によってラップ口座の開設が必要な場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話：03（3556）5040（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス：<https://www.gci.jp>

原則として、各営業日の午後3時までに販売会社が受け付けた分を当日の申込分とします。

ただし、シンガポールの銀行休業日の前営業日と同じ日を申込受付日とする受益権の取得申込みの受付けは行いません（収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、これを受け付けるものとします）。

(2) 当ファンドには、収益分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくこととなります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、取得申込者は、販売会社と間で収益分配金再投資に係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を締結するものとします。

(3) 当ファンドの申込価格は、購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞（朝刊）に掲載されます（略称：「バスケV10」）。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話：03（3556）5040（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス：<https://www.gci.jp>

(4) 当ファンドの申込手数料はありません。

(5) 当ファンドの申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 申込代金は、販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき等は、取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金（解約）の申込みは、原則として、各営業日の午後3時までに販売会社が受け付けた分を当日の申込分とします。

ただし、シンガポールの銀行休業日の前営業日と同じ日には換金（解約）の申込みの受付けを行いません。

(2) 換金（解約）の単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (3) 換金(解約)の価額は、換金(解約)申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額です。
基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞(朝刊)に掲載されます(略称:バスケV10)。
<照会先>
株式会社GCIアセット・マネジメント
電話:03(3556)5040(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)
ホームページアドレス:https://www.gci.jp
- (4) 換金(解約)手数料は、ありません。
- (5) 信託財産留保額として、換金(解約)申込受付日の翌々営業日の基準価額に対して0.1%を乗じて得た額をご換金時にご負担いただきます。
- (6) 換金(解約)の代金は、受益者による換金(解約)申込受付日から起算して、原則として8営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。
- (7) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には別途制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (8) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき等は、換金(解約)申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金(解約)申込みを取り消すことがあります。これにより換金(解約)申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金(解約)申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金(解約)申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金(解約)価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を換金(解約)申込受付日として、上記に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

資産の評価方法

基準価額は、純資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額)を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいい、1万口あたりに換算した価額で表示されます。

<参考>有価証券等の評価基準および評価方法等

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
投資信託証券	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。また、予約為替の評価については、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額の算出および公表

基準価額(1万口あたり)は、原則として毎営業日算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞(朝刊)に掲載されます(略称:「バスケV10」)。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話:03(3556)5040(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページアドレス:https://www.gci.jp

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

原則、無期限。

ただし、信託約款の規定に基づき信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。なお、第1期計算期間は信託設定日（2018年9月20日）から2019年6月17日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日の場合は、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

信託契約の解約（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および当該ファンドの信託財産に当該ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- e. 上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当該ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後記に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は本に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。
- g. 上記a.からf.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

関係法人との契約の更改に関する手続き

- a. 受託会社との投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託終了日までです。ただし、期間の途中でも、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは信託契約の解約を行うことがあります。
- b. 販売会社との投資信託受益権の取扱いに関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間です。ただし、期間満了の3ヶ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されます。ただし、期間の途中においても、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.gci.jp>

ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容等を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（１）収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金の請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までとします。）から受益者に支払います。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

（３）換金（信託の一部解約の実行）請求権

換金（解約）の代金（一部解約金）は、換金（解約）申込受付日から起算して、原則として8営業日目から当該受益者に支払います。

（４）帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの第1期計算期間は信託約款の規定に基づき、2018年9月20日から2019年6月17日までとなっております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2018年9月20日から2019年6月17日まで)の財務諸表について、P w Cあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

GCIオルタナティブバスケット・ファンドV10（ラップ専用）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期 2019年6月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		3,653,659
親投資信託受益証券		860,125,696
流動資産合計		863,779,355
資産合計		863,779,355
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		63,176
未払委託者報酬		2,547,936
未払利息		10
流動負債合計		2,611,122
負債合計		2,611,122
純資産の部		
元本等		
元本	1	911,556,342
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2	50,388,109
(分配準備積立金)		-
元本等合計		861,168,233
純資産合計		861,168,233
負債純資産合計		863,779,355

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	第 1 期 自 2018年 9月20日 至 2019年 6月17日
営業収益	
有価証券売買等損益	1,109,304
営業収益合計	1,109,304
営業費用	
支払利息	1,337
受託者報酬	127,576
委託者報酬	5,188,272
その他費用	33
営業費用合計	5,317,218
営業利益又は営業損失()	6,426,522
経常利益又は経常損失()	6,426,522
当期純利益又は当期純損失()	6,426,522
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	443,330
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	612,719
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	612,719
剰余金減少額又は欠損金増加額	45,017,636
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	45,017,636
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金()	50,388,109

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
--------------------	---------------------------------------

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 1 期 2019年 6 月17日現在
1. 元本の推移	
期首元本額	10,000,000円
期中追加設定元本額	920,777,927円
期中一部解約元本額	19,221,585円
2. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	50,388,109円
3. 受益権の総数	911,556,342口
4. 1口当たり純資産額	0.9447円
1万口当たり純資産額	9,447円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 1 期 自 2018年 9 月20日 至 2019年 6 月17日
1. 分配金の計算過程	
a. 配当等収益（経費控除後）	0円
b. 有価証券売買等損益（経費控除後・繰越欠損金補填後）	0円
c. 信託約款に規定される収益調整金	0円
d. 信託約款に規定される分配準備積立金	0円
e. 分配対象収益（a + b + c + d）	0円
f. 分配対象収益（1万口当たり）	0円
g. 分配金額	0円
h. 分配金額（1万口当たり）	0円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 1 期
	自 2018年 9 月20日 至 2019年 6 月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は有価証券に関する注記に記載しております。当該ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は信託約款に基づいております。 これらの金融商品に係る主なリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク・マネジメント・グループが日々の市場リスクの計測とモニタリングを行い、リスク管理会議に報告します。リスク管理会議は、運用方針に応じたリスク管理の手続を策定するとともに、運用部門から独立して市場リスクや運用実績の分析・評価を行い、その結果を当社の運用業務に関する意思決定機関である運用政策会議に報告します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 1 期
	2019年 6 月17日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期 2019年6月17日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	977,218
合計	977,218

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

1 株式

該当事項はありません。

2 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額
親投資信託 受益証券	GCIオルタナティブバスケット・マザーファンド	899,995,497	860,125,696
合計		899,995,497	860,125,696

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは親投資信託受益証券を主要投資対象としております。

貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券の状況は以下の通りです。

「GCIオルタナティブバスケット・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位:円)

科目	2019年6月17日現在
	金額
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,618,314
投資信託受益証券	870,192,111
前払金	10,000,000
流動資産合計	883,810,425
資産合計	883,810,425

負債の部		
流動負債		
未払利息		10
流動負債合計		10
負債合計		10
純資産の部		
元本等		
元本	1	924,778,818
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2	40,968,403
元本等合計		883,810,415
純資産合計		883,810,415
負債純資産合計		883,810,425

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額、又は金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額で評価しております。</p>
--------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項 目	2019年6月17日現在
1. 元本の推移	
期首	2018年9月20日
期首元本額	12,980,000円
期首からの追加設定元本額	926,171,166円
期首からの一部解約元本額	14,372,348円
元本の内訳	
GCIオルタナティブバスケット・ファンドV10 （ラップ専用）	899,995,497円
GCIオルタナティブバスケット・ファンドV3 （ラップ専用）	24,783,321円
合計	924,778,818円
2. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回っており、 その差額であります。	40,968,403円
3. 受益権の総数	924,778,818口

4.1口当たり純資産額	0.9557円
1万口当たり純資産額	9,557円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2018年9月20日 至 2019年6月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は有価証券に関する注記に記載しております。当該ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は信託約款に基づいております。 これらの金融商品に係る主なリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2019年6月17日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2019年6月17日現在	
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	
投資信託受益証券		1,007,889
合計		1,007,889

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

1 株式

該当事項はありません。

2 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額
投資信託受益証券	GCI株式ロング&ショートトレーディング ファンドクラスF（適格機関投資家専用）	85,397,929.00	85,235,672
	GCIシステムティック・マクロファンド Vol10 クラスM	84,182.13	784,956,439
合計		85,482,111.13	870,192,111

（注） 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

GCIオルタナティブバスケット・ファンドV10(ラップ専用)

【純資産額計算書】

(2019年7月31日現在)

資産総額	950,426,019円
負債総額	1,587,974円
純資産総額(-)	948,838,045円
発行済口数	970,655,578口
1口当たり純資産額(/)	0.9775円
(1万口当たり純資産額)	(9,775円)

(参考)

GCIオルタナティブバスケット・マザーファンド

純資産額計算書

(2019年7月31日現在)

資産総額	975,796,182円
負債総額	0円
純資産総額(-)	975,796,182円
発行済口数	984,965,727口
1口当たり純資産額(/)	0.9907円
(1万口当たり純資産額)	(9,907円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 受益権の名義書換え
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (3) 譲渡制限の内容
該当事項はありません。
- (4) 受益証券の不発行
当ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- (5) 受益権の譲渡
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、
上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、
ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、
上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、
- (8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。
- (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額：金1億円

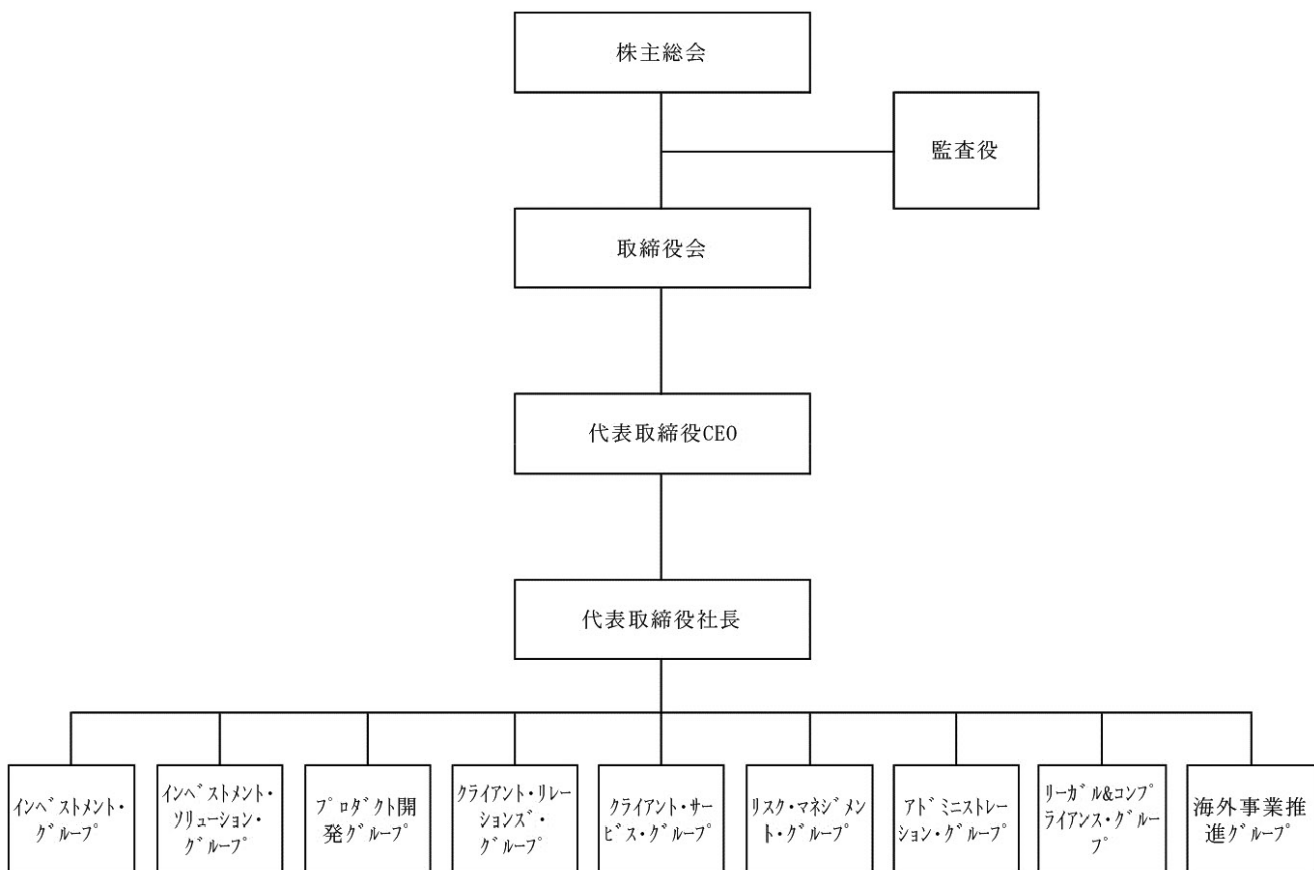
発行可能株式総数：10万株

発行済株式総数：2万3,086株

最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下のとおりです。



当社の組織は、上記のとおり、株主総会、監査役、取締役会、代表取締役CEO、代表取締役社長、以下9の業務グループにより構成されています。

取締役会は、3名の取締役から構成されており、1名の社外監査役が出席し、会社の業務執行を決定し取締役による職務の執行を監督するため、原則として月次で開催されますが、必要に応じて随時開催されます。

代表取締役CEOは、会社を代表して対外事項を処理するとともに、会社経営の全般を総轄し、取締役会を招集してその議長として主宰し、重要事項の決定を行います。代表取締役社長は、会社を代表して対外事項を処理するとともに、取締役会の決定に基づき業務の執行を統括します。

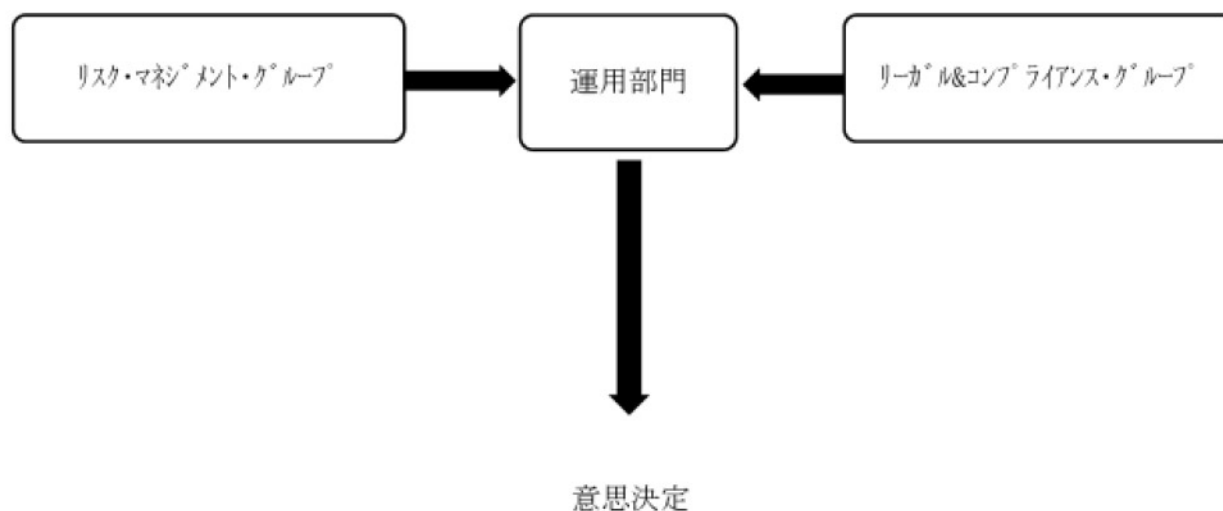
9グループは、自家運用に係わる運用方針を設定し運用実務を行うインベストメント・グループ、外部マネージャーを活用した運用戦略、ファンド・オブ・ファンズ運用、ソリューション提供型戦略に関して、運用方針を設定し運用実務を行うインベストメント・ソリューション・グループ（インベストメント・グループとインベストメント・ソリューション・グループを総称して、以下「運用部門」といいます。）、運用企画・商品開発部門として、運用手法・スキーム等の開発・企画を行うプロダクト開発グループ、投資運用・助言業務に関する営業・顧客対応全般、投資信託に関するマーケティング活動を行うクライアント・リレーションズ・グループ、運用報告書の作成、顧客向けレポートの作成を行うと共に顧客対応に関する業務全般を行うクライアント・サービス・グループ、運用部門が実行する戦略等

に関する運用リスクの分析・モニタリングを行うリスク・マネジメント・グループ、運用部門の実行する運用の管理事務を行うアドミニストレーション・グループ、法令その他の規則の遵守状況をモニタリングしその遵守を指導するリーガル&コンプライアンス・グループ、グローバル事業展開や企画、海外関連会社・事業提携先と連携した事業推進、支援に関する業務を行う海外事業推進グループにより構成されています。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定は当社の運用部門が行います。

意思決定にあたっては、リスク・マネジメント・グループによる包括的なリスク管理のレポートおよびリーガル&コンプライアンス・グループによる適時・適切な意見が反映され、リスク・マネジメントおよびコンプライアンス両側面からの牽制機能が働いております。



2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業務を行っています。

2019年7月末日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

種類	本数	純資産総額（円）
単位型株式投資信託	5	20,412,476,584
追加型株式投資信託	28	135,001,127,619
合計	33	155,413,604,203

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2018年1月1日から2018年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

財務諸表等

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2017年12月31日現在)		当事業年度 (2018年12月31日現在)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1			485,074		490,629
2			27		3,473
3			6,369		9,234
4			-		535
5			-		308
6			-		70,737
7			457,972		306,062
8			434,294		78,573
			1,383,737		959,556
固定資産					
1			18,998		61,060
(1)	1	8,713		38,319	
(2)	1	7,369		22,741	
(3)		2,916		-	
2			-		7,465
(1)			-	7,465	
3			227,623		204,416
(1)		181,842		10,690	
(2)		31,129		140,519	
(3)		13,516		49,641	
(4)		1,134		2,269	
(5)		-		1,296	
			246,622		272,942
			1,630,359		1,232,498

区分	注記 番号	前事業年度 (2017年12月31日現在)		当事業年度 (2018年12月31日現在)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
1			158,075		104,470
2			168,344		208,464
3			-		47,054
4			108,391		93,490
5			-		3,244
6			132,929		145
7			54,588		2,564
8			273,025		-
			895,355		459,433
固定負債					
1			9,370		-

固定負債合計		9,370		-
負債合計		904,726		459,433
(純資産の部)				
株主資本				
1 資本金		100,000		100,000
2 資本剰余金		34,067		34,067
(1) 資本準備金	25,000		25,000	
(2) その他資本剰余金	9,067		9,067	
3 利益剰余金		572,223		639,308
(1) 利益準備金	127		127	
(2) その他利益剰余金	572,096		639,180	
繰越利益剰余金	572,096		639,180	
株主資本合計		706,290		773,375
評価・換算差額等				
1 その他有価証券評価差額金		19,342		309
評価・換算差額等合計		19,342		309
純資産合計		725,633		773,065
負債・純資産合計		1,630,359		1,232,498

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)		当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
1 委託者報酬			829,107		962,401
2 運用受託報酬			1,450,095		1,515,730
営業収益合計			2,279,203		2,478,131
営業費用					
1 支払手数料	2		280,900		382,225
2 広告宣伝費			20,178		31,001
3 調査費			43,171		53,556
(1) 調査費		42,577		52,660	
(2) 図書費		594		895	
4 委託計算費			6,244		13,506
5 営業雑経費			10,407		13,049
(1) 通信費		2,232		3,361	
(2) 協会費		2,359		3,055	
(3) 諸会費		1,784		1,236	
(4) 諸経費		4,029		5,396	
営業費用合計			360,902		493,338
一般管理費					
1 給料			1,344,131		1,494,071
(1) 役員報酬		185,573		179,273	
(2) 給料・手当		369,645		453,706	
(3) 役員賞与		10,000		-	
(4) 従業員賞与		222,294		264,315	
(5) 賞与引当金繰入額		467,292		495,542	
(6) 法定福利費		59,118		69,162	

(7) 福利厚生費		30,206		32,069	
2 交際費			11,263		14,056
3 寄付金			2,000		3,000
4 旅費交通費			35,056		47,564
5 租税公課			332		331
6 不動産賃借料			34,805		50,260
7 固定資産減価償却費			5,585		10,947
8 業務委託費			123,989		238,898
9 諸経費			13,435		23,923
一般管理費合計			1,570,599		1,883,052
営業利益			347,702		101,739

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)		当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
営業外収益					
1 受取配当金	2		291,668		185,807
2 受取利息			2		9
3 有価証券売却益			235		-
4 為替差益			783		1,103
5 雑収入			190		374
営業外収益合計			292,879		187,293
営業外費用					
営業外費用合計			-		-
経常利益			640,581		289,033
特別利益					
1 投資有価証券売却益			3,894		28,837
2 原状回復義務免除益			-		11,991
特別利益合計			3,894		40,828
特別損失					
1 固定資産除却損			26		11,378
2 投資有価証券売却損			58		472
3 役員退職慰労金			21,000		-
特別損失合計			21,084		11,850
税引前当期純利益			623,391		318,011
法人税、住民税及び事業税			133,574		905
法人税等調整額			-		-
当期純利益			489,817		317,106

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度

(自2017年1月1日 至2017年12月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本						株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本剰余金			利益剰余金				その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
	資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
					繰越利益 剰余金					

当期首残高	100,000	25,000	9,067	34,067	127	382,304	382,431	516,498	10,067	10,067	526,565
当期変動額											
当期純利益	-	-	-	-	-	489,817	489,817	489,817	-	-	489,817
剰余金の配当（ ）	-	-	-	-	-	300,025	300,025	300,025	-	-	300,025
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	9,275	9,275	9,275
当期変動額合計	-	-	-	-	-	189,791	189,791	189,791	9,275	9,275	199,067
当期末残高	100,000	25,000	9,067	34,067	127	572,096	572,223	706,290	19,342	19,342	725,633

当事業年度

（自2018年1月1日 至2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	100,000	25,000	9,067	34,067	127	572,096	572,223	706,290	19,342	19,342	725,633
当期変動額											
当期純利益	-	-	-	-	-	317,106	317,106	317,106	-	-	317,106
剰余金の配当（ ）	-	-	-	-	-	250,021	250,021	250,021	-	-	250,021
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	19,651	19,651	19,651
当期変動額合計	-	-	-	-	-	67,084	67,084	67,084	19,651	19,651	47,432
当期末残高	100,000	25,000	9,067	34,067	127	639,180	639,308	773,375	309	309	773,065

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

（1）子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

（2）その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6～15年

器具備品 4～15年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失については、個別に回収可能性を検討し計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度末対応分を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

(税効果会計に係る会計基準等)

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日改正 企業会計基準委員会)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日最終改正 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針を企業会計基準委員会に移管するに際して、基本的にその内容を踏襲した上で、必要と考えられる以下の見直しが行われたものであります。

(会計処理の見直しを行った主な取扱い)

- ・個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い
- ・(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

(2) 適用予定日

2019年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

当財務諸表の作成時において適用予定日は未定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2017年12月31日現在)		当事業年度 (2018年12月31日現在)	
1 有形固定資産の減価償却累計額		1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	7,462千円	建物附属設備	2,093千円
器具備品	7,081千円	器具備品	4,343千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)		当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	
2 各科目に含まれている関係会社に対する取引高は次の通りであります。		2 各科目に含まれている関係会社に対する取引高は次の通りであります。	
受取配当金	291,668千円	受取配当金	185,807千円
支払手数料	- 千円	支払手数料	107,358千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	23,086株	-	-	23,086株
合計	23,086株	-	-	23,086株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年3月27日 定時株主総会	普通株式	50,004	利益剰余金	2,166	2016年12月31日	2017年3月28日
2017年12月25日 定例取締役会	普通株式	250,021	利益剰余金	10,830	2017年6月30日	2017年12月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式 普通株式	23,086株	-	-	23,086株
合計	23,086株	-	-	23,086株

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年7月30日 定例取締役会	普通株式	250,021	利益剰余金	10,830	2018年6月30日	2018年7月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド（投資信託を含む）組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権たる営業収益に係る未収収益は、年金投資一任及び外国籍ファンドに係る未収運用受託報酬並びに投資信託に係る未収委託者報酬で構成され、これらは信用リスクにさらされております。外国籍ファンドに係る未収運用受託報酬及び投資信託に係る未収委託者報酬についてはリスク・マネジメント・グループにおいて運用リスクを監視することにより適切な運用を担保し、信用リスクを管理しております。また年金投資一任に係る未収運用受託報酬は、国内年金基金が債務者であることを考慮すると、信用リスクはきわめて限定的と考えており、特段のリスク管理は行っておりません。

投資有価証券は、シードマネーとしての時価のある投資信託受益証券であり、市場価格の変動リスクにさらされております。当該リスクは、投資信託の基準価額をアドミニストレーション・グループにて日次で把握し、予想を超える値動きがあった場合には部門長に報告する等の方法により管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2017年12月31日現在）

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	485,074	485,074	-
(2) 未収委託者報酬	457,972	457,972	-
(3) 未収運用受託報酬	434,294	434,294	-
(4) 投資有価証券	181,842	181,842	-
資産計	1,559,183	1,559,183	-
(5) 未払金	168,344	168,344	-

(6)未払費用	108,391	108,391	-
(7)預り金	158,075	158,075	-
(8)未払消費税等	54,588	54,588	-
(9)未払法人税等	132,929	132,929	-
負債計	622,330	622,330	-

注1：金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券は投資信託であり、その時価については、投資信託の基準価額によっております。

(5)未払金、(6)未払費用、(7)預り金、(8)未払消費税等、(9)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：関係会社株式は市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることが困難であり、従って時価を把握することが極めて困難と認められるため、前表には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1)現金・預金	485,074	-	-	-
(2)未収委託者報酬	457,972	-	-	-
(3)未収運用受託報酬	434,294	-	-	-
(4)投資有価証券	-	-	-	181,842
合計	1,377,341	-	-	181,842

当事業年度(2018年12月31日現在)

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	490,629	490,629	-
(2)未収入金	308	308	-
(3)未収還付法人税等	70,737	70,737	-
(4)未収委託者報酬	306,062	306,062	-
(5)未収運用受託報酬	78,573	78,573	-
(6)投資有価証券	10,690	10,690	-
資産計	957,002	957,002	-
(7)未払金	208,464	208,464	-
(8)未払費用	93,490	93,490	-
(9)預り金	104,470	104,470	-
(10)未払消費税等	2,564	2,564	-
(11)未払法人税等	145	145	-
負債計	409,134	409,134	-

注1：金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金・預金、(2)未収入金、(3)未収還付法人税等、(4)未収委託者報酬、(5)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

投資有価証券は投資信託であり、その時価については、投資信託の基準価額によっております。

(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 預り金、(10) 未払消費税等、(11) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：関係会社株式は市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることが困難であり、従って時価を把握することが極めて困難と認められるため、前表には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1)現金・預金	490,629	-	-	-
(2)未収入金	308	-	-	-
(3)未収還付法人税等	70,737	-	-	-
(4)未収委託者報酬	306,062	-	-	-
(5)未収運用受託報酬	78,573	-	-	-
(6)投資有価証券	-	-	-	10,690
合計	946,312	-	-	10,690

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式109,390千円、関連会社株式31,129千円、前事業年度の貸借対照表計上額は関連会社株式31,129千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2017年12月31日現在）

区分	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託	181,842	153,130	28,712
小計	181,842	153,130	28,712
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
合計	181,842	153,130	28,712

当事業年度（2018年12月31日現在）

区分	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託	-	-	-

小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託	10,690	11,000	309
小計	10,690	11,000	309
合計	10,690	11,000	309

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（2017年12月31日現在）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
投資信託	101,941	4,129	58
合計	101,941	4,129	58

当事業年度（2018年12月31日現在）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
投資信託	211,495	28,837	472
合計	211,495	28,837	472

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2017年12月31日）	当事業年度 （2018年12月31日）
繰延税金資産		
賞与引当金	92,500	
資産除去債務	2,229	775
繰越欠損金	-	61,733
その他	-	411
繰延税金資産小計	94,730	62,919
評価性引当額	94,730	62,919
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	9,370	-
繰延税金負債合計	9,370	-
繰延税金資産の純額	9,370	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2017年12月31日）	当事業年度 （2018年12月31日）
法定実効税率	33.9%	33.9%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%	0.6%
寄附金の損金不算入額	-	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	15.1%	18.8%
住民税均等割	0.0%	0.1%
評価性引当額の増減額	0.5%	10.2%
その他	2.3%	5.4%

税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.4%	0.3%
-------------------	-------	------

(持分法損益等)

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 関連会社に関する事項	(単位: 千円)
関連会社に対する投資の金額	31,129
持分法を適用した場合の投資の金額	215,602
持分法を適用した場合の投資利益の金額	159,985
2. 開示対象特別目的会社に関する事項	
当社は開示対象特別目的会社を有しておりません。	

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 関連会社に関する事項	(単位: 千円)
関連会社に対する投資の金額	31,129
持分法を適用した場合の投資の金額	122,761
持分法を適用した場合の投資利益の金額	45,670
2. 開示対象特別目的会社に関する事項	
当社は開示対象特別目的会社を有しておりません。	

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

- セグメント情報
当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
- 関連情報
(1) 製品・サービスごとの情報
当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

(単位: 千円)

日本	ケイマン	その他	合計
992,934	1,286,269	-	2,279,203

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地(ファンドの場合は組成地)を基礎として分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

- セグメント情報
当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
- 関連情報
(1) 製品・サービスごとの情報
当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	その他	合計
1,114,903	1,327,446	35,781	2,478,131

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
GCI ALPHA GENERATOR	887,451
GCI SYSTEMATIC MACRO FUND VOL 25	269,300

(関連当事者との取引)

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(2) 子会社等

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	株式会社 GCIキャピタル	東京都 千代田区	10,000 (千円)	自己投資、 運用リサーチ		役員の兼任	投資運用リサーチ等に関する業務の委託 (*1)	9,600		

(注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資運用に係るリサーチ等に関する業務の委託については、市場価格を参考に、兄弟会社との協議のうえ決定しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ストレイツ株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社はCaygan Capital Pte. Ltd.であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。なお、下記数値は2017年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

		(千円)
Caygan Capital Pte. Ltd.		
流動資産合計		666,983
固定資産合計		65,546
流動負債合計		98,404
固定負債合計		-
純資産合計		634,125
売上高		988,308
税引前当期純利益		563,748
当期純利益		470,544

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社GCIキャピタル	東京都千代田区	10,000(千円)	自己投資、運用リサーチ	(被所有) 直接 66.6%	役員の兼任	投資運用リサーチ等に関する業務の委託(*1)	6,400	-	-
その他の関係会社	一般社団法人京都ラボ	京都府京都市	-	資産運用に関する研究開発	(被所有) 直接 33.4%	役員の兼任	投資運用リサーチ等に関する業務の委託(*2)	3,200	-	-

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	GCI Asset Management, HK Limited	香港	1,000(千米ドル)	投資運用業	(所有) 直接 100%	役員の兼任	助言報酬(*3)	107,358	関係会社未払金	47,054

(3) 兄弟会社等

該当はありません。

(注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資運用に係るリサーチ等に関する業務の委託については、市場価格を参考に、親会社との協議のうえ決定しております。

(*2) 投資運用に係るリサーチ等に関する業務の委託については、市場価格を参考に、その他の関係会社との協議のうえ決定しております。

(*3) 助言報酬については、市場価格を参考に、子会社との協議のうえ決定しております。

3 前事業年度末に当社の兄弟会社であった株式会社GCIキャピタルは、2018年4月1日に親会社であったストレイツ株式会社に吸収合併されております。また、ストレイツ株式会社は、同日付で株式会社GCIキャピタルに商号変更しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社GCIキャピタル（非上場）

（注）ストレイツ株式会社は、2018年4月1日付で株式会社GCIキャピタルに商号変更しております。

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社はCaygan Capital Pte. Ltd.であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。なお、下記数値は2018年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

	(千円)
Caygan Capital Pte. Ltd.	
流動資産合計	328,155
固定資産合計	65,249
流動負債合計	32,341
固定負債合計	-
純資産合計	361,063
売上高	599,421
税引前当期純利益	159,312
当期純利益	134,323

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)		当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	
1株当たり純資産額	31,431円74銭	1株当たり純資産額	33,486円35銭
1株当たり当期純利益	21,217円08銭	1株当たり当期純利益	13,735円86銭
1株当たり純資産額の算定上の基礎		1株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	725,633千円	貸借対照表の純資産の部の合計額	773,065千円
普通株式以外に帰属する純資産合計額		普通株式以外に帰属する純資産合計額	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式に係る当事業年度末の純資産額	725,633千円	普通株式に係る当事業年度末の純資産額	773,065千円
普通株式の当事業年度末株式数	23,086株	普通株式の当事業年度末株式数	23,086株
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	489,817千円	損益計算書上の当期純利益	317,106千円
普通株式以外に帰属する純利益		普通株式以外に帰属する純利益	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式に係る当期純利益	489,817千円	普通株式に係る当期純利益	317,106千円
普通株式の当期中平均株式数	23,086株	普通株式の当期中平均株式数	23,086株

（注）潜在株式調整後1株当たり純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円(2019年3月末日現在)

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託者の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円(2019年3月末日現在)

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2019年3月末日現在)	事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社における関係業務の概要

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(2) 販売会社における関係業務の概要

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い、口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

委託会社と他の関係法人との間には直接の資本関係はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」および「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いる場合があります。
- (2) 目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- (3) 目論見書の表紙等に委託会社の名称および委託会社のロゴ・マーク、ユニバーサルデザインフォントマーク、図案を使用し、また、以下の事項を記載することがあります。
 - 目論見書の使用開始日
 - 委託会社および受託会社の情報
 - 「ご購入に際しては、本書の内容を十分お読みください。」との趣旨を示す記載
 - 当ファンドに関する詳細な情報の入手方法として、委託会社のホームページアドレス、請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容
 - ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - 当ファンドの商品内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する旨
 - 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- (4) 「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の記載内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の関連箇所に記載することがあります。
- (5) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (6) 投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款の全文を掲載します。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成31年3月15日

株式会社G C Iアセット・マネジメント

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社G C Iアセット・マネジメントの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社G C Iアセット・マネジメントの平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年7月31日

株式会社G C Iアセット・マネジメント
取締役会御中

P w Cあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGCIオルタナティブバスケット・ファンドV10（ラップ専用）の2018年9月20日から2019年6月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GCIオルタナティブバスケット・ファンドV10（ラップ専用）の2019年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

株式会社G C Iアセット・マネジメント及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。